

下記のものをそろえてご請求ください。(不足していると手続きが遅れることがあります)

□転出証明書請求書

□返信用封筒 【返送先の住所、氏名を記入し切手を貼ったもの】

□本人確認書類の写し【マイナンバーカード・運転免許証・住民基本台帳カード（顔写真付）・国民健康保険証・在留カードなど現住所が確認出来る公的な書類】(注意) パスポート及び通知カードは不可

□印鑑登録証、国民健康保険証をお持ちの方はお返しく下さい。

□手数料 無料 (※再発行の場合は200円必要です。郵便局発行の定額小為替をご利用ください)

【送付先】 〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

田辺市役所 市民課 (電話 0739-26-9923)

郵送による転出証明書請求書

記入日 令和 年 月 日

1. 請求者 (請求できるのは、本人又は田辺市の住民票上同一世帯の方のみです)

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印【自署又は記名押印】

電話番号 _____ () _____

【平日の昼間に連絡の取れる番号をご記入ください。取れない場合は、手続きが遅れる場合があります。】

2. 今までの住所と世帯主

住 所 田辺市 _____ 世帯主名 _____

3. これからの住所と世帯主

住 所 _____

_____ 世帯主名 _____

4. 転出 (予定) 日 令和 年 月 日

5. 転出される方、全員の氏名・生年月日

氏 名 _____ 生年月日 大.昭.平.令 年 月 日

氏 名 _____ 生年月日 大.昭.平.令 年 月 日

氏 名 _____ 生年月日 大.昭.平.令 年 月 日

氏 名 _____ 生年月日 大.昭.平.令 年 月 日

11月まで有効

1. 本人、同一世帯以外の方が転出証明書を請求される場合は委任状が必要です。
2. 本人確認書類となるものについてのご確認や、お持ちでない場合はお問い合わせください。
3. 転出証明書は「2. 今までの住所」、「3. これからの住所」以外には送付できません。
4. この請求をされた場合は、転出前の住所に異動届受理通知書を送付します。
5. マイナンバーカードの申請をして未交付のまま他市町村に転出された場合、交付申請が取り消されてしまいます。改めてマイナンバーカードの取得をご希望される場合は転入地市町村で再申請をしてください。
6. 郵便事故を防止するため、返信は、特定記録、レターパック等をお勧めします。郵便事故による不着等の責任は負いかねますので、ご了承ください。